

緑の環境をつくり育てる条例第4条の施行に関する基準

制定 平成18年4月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年横浜市条例第47号。以下「条例」という。）第4条の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準で使用する用語は、条例第9条の施行に関する基準（以下「条例第9条の基準」という。）に基づくほか、次のように定義する。

(1) 公共建築物とは、市が設置及び管理する建築物をいう。

(緑化の推進に際しての配慮事項)

第3条 公共建築物は、それぞれの建築物及びその周辺環境の向上に資するため、次の事項を配慮して緑化の推進をはかるものとする。

(1) 将来にわたり樹木等が良好に生育しうるよう、日照、及び良好な土壌環境の確保等に配慮して植栽を行うこと。

(2) 道路に接する部分に植栽を行うこと。

(3) 建築物の敷地と建築物の敷地が接する場合は、相互に協議し、その接する部分に、植栽を行うこと。

(4) 工場等敷地と住宅敷地が面する場合は、住環境が保全されるよう、その面する部分に植栽を行うこと。

(5) 近隣への日照障害、枝葉の越境回避等、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう植栽を行うこと。

(公共建築物の緑化)

第4条 公共建築物の緑化は、次のとおりとする。

(1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項、第2項及び第5項に規定する建築物を除く。）を建築しようとする者は、別表の緑化率以上の緑化を行うこと。当該建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

(2) この基準の施行以前に建築された建築物については、別表の基準以上の緑化に努めるものとする。

(緑化率適用の除外)

第5条 次の公共建築物については、前条の緑化率によらず、可能な範囲で緑化に努めること。

(1) 火薬類取締法に基づく火薬庫及び消防法に定める危険物の貯蔵所及び取扱所であるもの

(2) 鉄道事業法第8条に定める鉄道施設であるもの

(3) 道路事業により整備されるものまたは、道路法に基づく道路内に占用するもの

(4) 都市公園法に基づく都市公園内に建築されるもの

(緑化率の算定)

第6条 次の公共建築物については、第4条及び第5条並びに条例第9条の基準第4条に基づき、次のとおり緑化率を算定すること。

(1) 異なる緑化率の建築物をひとつとする建築物については、各々の床面積の割合で

緑化率を按分した値とする。

- (2) 2以上の用途地域にわたる敷地で建築される建築物については、敷地面積に占める用途地域の割合で按分した値とする。

(仮想敷地の設定)

第7条 平成16年9月1日以前に存する公共建築物で、次の各号に該当する場合は、それぞれの規定により仮想の建築物の敷地を設定し、敷地面積とすることができる。

- (1) 建築物を増築する場合は、当該増築部分の建築面積と当該建築物の敷地の都市計画で定められた建ぺい率から、仮想の建築物の敷地を設定することができる。

- (2) 2以上の建築物が同一敷地内にあり、かつ各々の建築物の敷地が同一である場合で、一部の建築物を新築する場合は、当該建築物の建築面積と当該建築物の敷地の都市計画で定められた建ぺい率から、仮想の建築物の敷地を設定することができる。

(緑地の基準)

第8条 緑地の基準については、条例第9条の基準第8条及び第9条の規定を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第1項に規定する緑化地域内にその敷地のすべてが含まれる公共建築物については、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）及び横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準に基づく緑化施設の算出基準の規定を準用することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）別表第12(あ)欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第3号に掲げる地区整備計画をいう。）において、当該区域を2以上の地区に区分している場合にあっては、同表(い)欄に掲げる地区）内にその敷地のすべてが含まれる公共建築物については、都市緑地法施行規則及び横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく建築物の緑化率の制限に関する基準に基づく緑化施設の算出基準の規定を準用することができる。

(建築物緑化認定証の取得)

第9条 公共建築物を所有し、又は管理する者は、横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱に基づき、建築物緑化認定証を取得しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、既存の公共建築物を所有し、又は管理する者に対し、当該建築物の緑化等が建築物緑化認定証の交付基準に適合しているかどうかを調査させ、その結果の報告を求めることができる。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱の施行の日から施行する。（平成19年6月1日より施行）

附 則

この基準は、平成21年4月3日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。

別表（第4条）

敷地面積	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 ※1			1,000 m ² 以上		
用途地域	商業系	住居系	工業系 指定なし	商業系	住居系	工業系 指定なし
緑化率	10%	15%	10%	10%	20%	20%

- (1) 敷地面積が 500 m²未満の施設については別表の※1の基準以上の緑化に努めるものとする。
- (2) 商業系とは、近隣商業地域、商業地域をいう。
- (3) 住居系とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域をいう。
- (4) 工業系とは、準工業地域、工業地域、工業専用地域をいう。